

告 示

埼玉県告示第千百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド南越谷店

埼玉県越谷市南越谷二丁目二千九百十六外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(一) 北側に位置する住宅（当マンション）への日照被害について

当核建築物により北側の住宅に最大四時間二十二分の日影を及ぼすことがヤマダ電機提出資料により判明しているが、三回にわたる居住者との話し合いが行われたものの結果として改善策も救済計画も示されていない。

このままでは健康な生活環境としての日照が大きく損なわれてしまう為、当核建築物の減築又はセットバックによる設計変更を改めて要望します。

(二) 交通に関する事項について

建築予定店舗の周囲道路は全て片側一車線道路であり、来店車両が駐車場への入庫待ちとなった場合、それが一時的であった場合であつたとしても後続車両の交通渋滞を招くことが想定される。

特に北側出入口は路線バスの経路であり、西側出入口は主要幹線道路となつているため、交通渋滞は生活環境を著しく悪化させることになる。

またヤマダ電機が平成二十三年五月に実施した「大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会」の資料では交通点需要率のピークは平日にあつては十一時としており、交差点での渋滞が発生しない根拠としているが、交差点B（大学院院入口交差点）では夕方の時間帯にも東側にある流通団地からの通行量が増えており、更には平成二十三年十二月に開業予定のホームセンターが該店舗の東側に近接して出店することになり、交通に関する条件が更に悪化することが考えられる。

改めて調査検討を行い、来店車両による交通渋滞が発生しないように具体的な対応計画を策定実施願いたい。

(三) 騒音被害について

夜間の騒音に関する検証データも前述の「大法説明会資料」に示されているが、当マンション側に該当する「夜間の騒音レベルの最大値（隣地敷地境界）」の予測地点（来走〇〇四）では保全対象側敷地境界で基準値を超える予測であり、保全対象外壁で四十九・一デシベルと基準値のぎりぎりとしている。開店後の実側値ではこれを超える懸念がある為、出入口三は使用せず別の出入口を
するように変更願いたい。

二 縦覧期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十三年十月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター